

サービスパンフレット

放課後等デイサービス用

放課後等デイサービスとは

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けることにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後や長期休暇中の居場所づくりをサポートするサービスです。

<利用例>

- ★養護学校等の放課後。(通常日)
 - ★学校が春休みや夏休み等で長期間休みのとき(学校の休業日)。
 - ★学校行事等で平日が振替え休日のとき(学校の休業日)。
- *具体的な利用希望日時は当事業所の担当職員にご相談ください。

利用対象者について

放課後等デイサービスを利用できる方は…

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(養護学校)に就学しており、授業終了後又は学校の休業日に支援が必要と認められた障がい児。

営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日
*但し、祝祭日・盆・年末年始を除く。
営業時間 通常日(放課後):午後2時～午後6時まで
学校の休業日:午前9時～午後5時まで

*上記の営業時間帯以外における児童のお預かりは、市町村から委託を受けた「日中一時支援事業」で対応させていただくこととなりますが、利用にあたっては職員にご相談下さい。

運営方針について

利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うように努めます。

手続きについて

◆障がい児

サービスの利用を希望する場合は、まずは保護者の方が出身市町村で申請手続きをして下さい。その後の手続きは以下のとおりです。

サービス利用の流れ

◆利用の申請手続き◆

サービスの利用を希望する場合は、まず出身市町村の役場で申請手続きをして下さい。



◆障害児支援利用計画案の作成・提出◆

サービスの利用者は、「障害児支援利用計画案」を「指定障害児相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。



◆給付決定◆

市町村は、提出された「障害児支援利用計画案」等をふまえ、給付決定をします。



◆障害児支援利用計画の作成◆

「指定障害児相談支援事業者」は給付決定後に、サービス事業者等と連絡調整を行い、実際に利用する「障害児支援利用計画」を作成します。



◆利用の方法◆

利用を希望する場合は、「通所受給者証」等をお持ちになって、直接、当事業所にお申し込み下さい。



◆契約・サービス利用◆

利用にあたっては当事業所と利用契約書を交わし、サービスをご利用いただきます。

◆利用負担額◆

利用したサービスの利用負担額は、利用者の世帯の状況(所得等)に応じて負担上限額がございます。この他に光熱水費等の実費をご負担いただきます。



社会見学



費用について

利用者は、利用したサービスの負担上限月額(注1)の金額と、それ以外の利用料金(光熱水費、日常生活上必要となる諸経費等)の合計金額をお支払いいただきます。具体的な利用負担額については当事業所の担当職員にご相談ください。

| 種類 | 内容 |
|------|--|
| 食費 | 昼食:560円(希望者のみ) *お弁当の持ち込み可 |
| 光熱水費 | 利用時間が4時間未満:84円 利用時間が4時間以上~8時間未満:168円 利用時間が8時間以上:252円 |
| おやつ代 | 120円(おやつ、牛乳)(希望者のみ) |
| その他 | 実費 |

注1…負担上限月額は、家計の負担能力その他の事情を斟酌して決まります。負担上限月額は市町村から発行される受給者証に記載されています。

クッキング教室



自然の中で遊びの支援(川遊び)



創作活動



《問い合わせ先》

放課後等デイサービス事業所(くるみ邑美園内)

放課後デイ みんな

電話 0855-95-0327

I P 電話 050-5207-3275

F a x 0855-95-1991

E-m a i l kurumi@ohtv.ne.jp

くるみ邑美園

検索